

令和7年4月1日より保管場所標章が廃止 されます

運輸支局に提出する

「自動車保管場所証明書」

を窓口で受け取る日によって標章交付の
要否が異なります



		令和7年4月	
紙 (窓口) 申請	受理		証明書交付 標章交付あり (500円必要)
	受理		標章交付なし
	受理		標章交付なし
	受理		標章交付なし
OSS (電子) 申請	受理		証明通知 標章交付あり (4月1日以降も標章交付手数料を納付しない限り手 続きが進まない)
	受理		証明通知 標章交付なし
	受理		証明通知 標章交付なし

※ 電子申請は、警察側のシステムで「証明通知(証明可)」が登録された日が基準となります。

【問合せ先】

- ・岐阜県内の各警察署
- ・岐阜県警察本部交通規制課 企画係